

平成 30 年 3 月 15 日
こども家庭部保育課
こども家庭部保育計画調整課

特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取の必要性

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等を区市町村の認可事業として、保育給付の対象としている。

区市町村長が児童福祉法第34条の15第4項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また、認可された家庭的保育事業等（＝地域型保育事業）を子ども・子育て支援新制度のもとで保育給付の対象とする「確認」を行うために利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、平成30年4月に新設予定の特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定について、別紙のとおり練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

参照条文（一部抜粋）

（児童福祉法第34条の15第4項）

市町村長は、第2項の認可〔注：国、都道府県および市町村以外の者が家庭的保育事業等を行うために必要な市町村長の認可〕をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（子ども・子育て支援法第43条第3項）

市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めるときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

●「認可」とは

国、都道府県および市区町村以外の者から家庭的保育事業等を行うための認可の申請があったときは、区は設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査し、基準を満たすと認められるときは認可する。その設備や運営の基準は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例および児童福祉法で定めている。なお、認可基準の概要は「2 練馬区地域型保育事業の認可基準」のとおり。

●「確認」とは

給付の実施主体である区が、認可事業者を、地域型保育給付の支給に係る事業を行う者として確認することを言う。確認は、地域型保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めて行う。確認した後の地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」という。

2 練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型		定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食	
小規模 保育事業	A型	6～19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員	
	B型	6～19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の6割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を 実施します。			
	C型	10人 または 15人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者もあり ますが、経過措置中のため、食 事・ミルクは原則持参になりま す。	
家庭的保育事業		1～5人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者もあり ますが、経過措置中のため、食 事・ミルクは原則持参になりま す。	
事業所内保育事業		地域枠 は、定員 によって変 わります	<定員20人以上>	保育所の配置 基準	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
			<定員19人以下>	保育所の配置 基準+1名	配置基準の5割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を 実施します。		
居宅訪問型保育事業			0～2歳児 1:1	家庭的保育者※4	—	—	

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

※1 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしている場合は、22人まで受け入れることができます。

※2 保健師または看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。

※3 区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等)とします。

※4 事業者が所在する区市町村が認めた家庭的保育者となります。

【参考】

保育所	20人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30: 1	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 ・調理室 ・調理員
認定こども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20:1 4歳以上児30: 1 (3歳以上児の 幼稚園教育時 間については 35:1)	保育士、幼稚園教 諭	3歳児以上： 1.98㎡/1人	・自園調理 (外部搬入可)

● 地域型保育事業認可予定者・認可予定定員

【小規模保育事業 A型】

No.	施設名	所在地	設置者名	保育従事 職員数 (保育士数)	認可 定員	保育室(m ²)	園庭
1	コビープリスクールせき まちアネックス	関町南3-11-16	社会福祉法人コビーソ シオ	4人	15人	46.7	代替地 (コビープリ スクールせ きまち)
2	はなさき保育園 練馬春 日町第二	春日町5-33-41	(株)Green Earth	5人	19人	65.74	代替地 (公園)
3	はなさき保育園 光が丘	高松4-19-23	(株)Green Earth	5人	19人	60.8	敷地内
4	正光寺保育園 上石神 井園	上石神井3-34-12	宗教法人 正光寺	6人	19人	67.8	代替地 (公園)
5	ロビン保育園江古田	旭丘1-58-13	(株)アセロメディカルア ンドウエルフェア	5人	12人	42.1	代替地 (公園)
6	キッズフィールド練馬関 町北園	関町北1-3-11	(株)JFA	5人	19人	83.91	代替地 (公園)
7	立野かがやき保育園	立野町10-38	(株)フォーワード	5人	18人	61.5	代替地 (公園)
8	アスクとよたまー丁目 保育園A	豊玉中1-5-10	(株)日本保育サービス	5人	18人	123.16	代替地 (公園)
9	アスクとよたまー丁目 保育園B	豊玉中1-5-10	(株)日本保育サービス	4人	19人	119.93	代替地 (公園)
10	ふるーる保育園石神井 台	石神井台5-22-41	(株)アヴェニエール	5人	19人	52.4	代替地 (公園)
11	ふるーる保育園赤塚駅 前	北町8-37-15	(株)アヴェニエール	4人	19人	56.1	代替地 (公園)

認可基準で定める職員資格について

小規模保育事業A型は10割が保育士

【家庭的保育事業】

No.	家庭的保育者名	住所	資格	研修受講	保育従事者数	認可定員	保育室(m ²)	園庭
1	河村 孝子	大泉学園町1丁目	保育士	済	2人	4人	13.47	代替地 (公園)
2	久保田 浩美	谷原4丁目	保育士	済	1人	3人	10.3	代替地 (公園)
3	泉澤 ひかる	三原台3丁目	保育士	済	1人	3人	18.32	代替地 (公園)
4	藤田 美沙	大泉学園町8丁目	保育士	済	2人	5人	16.502	代替地 (公園)
5	前川原 早紀	富士見台1丁目	保育士	済	2人	5人	16.88	代替地 (公園)
6	鈴木 みどり	早宮1丁目	保育士	済	1人	3人	16.625	代替地 (公園)
7	加賀美 美帆	大泉町1丁目	保育士	済	1人	3人	16.6	代替地 (公園)

認可基準で定める職員資格について

家庭的保育者(区が行う研修を修了した保育士、看護師、幼稚園教諭等の資格を有し、かつ保育の経験を有する者)
定員が4人または5人の場合は、家庭的保育補助者(区が行う研修を修了した者)を置く。

新設予定地域型保育事業分布図

